

(都道府県用)

在宅サービスを充実させるための取り組み事例等調査票

都道府県名	北海道
-------	-----

記入者所属	保健福祉部介護保険課	氏名	深山 英寿
TEL	011-231-4111(内線)25-913	FAX	011-232-1097
E-mail	miyama.hidetoshi@pref.hokkaido.jp		

1. 在宅介護サービスの充実に向けて取り組んでいる事業等について

事業名等	介護サービス事業支援推進事業
取り組み開始(予定)時期	平成14年 4月 ~
<p>【目的】 介護サービスの提供基盤の整備と介護サービス事業者が提供するサービスの質の確保及び向上を図ることにより、介護サービスの適正な提供体制を確保することを目的として、各種事業を実施する。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 介護サービス事業所参入促進セミナーの開催 過疎地域等において必要な介護サービスが確保されることを目的として、受入希望地域と参入希望事業者が結びつく機会を設け、過疎地域等への事業者の参入の促進を図り、介護サービスの基盤整備、特に居宅サービスの基盤整備の充実を図る。<ul style="list-style-type: none">・セミナーの開催 開催予定：平成14年9月、12月頃 開催場所：旭川市、函館市、札幌市 参加対象：事業者及び過疎地域等の市町村 内容(予定)：基調説明、概況説明、個別相談コーナー○ 介護・看護人材合同面接会の開催 過疎地域等の介護サービス事業所が必要とする従業者を確保し、介護サービス提供基盤の整備と介護サービスの質の確保及び向上を図るため、事業所と介護職場への求職者が一堂に会する相談会を開催する。<ul style="list-style-type: none">・面接会の開催 開催予定：平成14年11月6日 開催場所：札幌市内のホテル 内 容：職場説明、就職面接の実施 相談コーナー・資料コーナー等の設置 北海道労働局等が例年開催している「介護・看護人材合同面接会」に、道も共催として参画し実施する。	

※1. 用紙は、適宜追加してください。

※2. 参考となる資料(要綱・事業実績概要・パンフレット・広報・その他)があれば、添付して下さい。

(都道府県用)

在宅サービスを充実させるための取り組み事例等調査票

都道府県名	秋 田 県
-------	-------

記入者所属	秋田県健康福祉部長寿社会課	氏 名	明 石 直 樹
TEL	018-860-1366	FAX	018-860-3867
E-mail	Akashi@pref.akita.jp		

1. 在宅介護サービスの充実にに向けて取り組んでいる事業等について

事業名等	高齢者相互援助ホーム支援事業
取り組み開始(予定)時期	平成12年4月 ~
<p>(概要)</p> <p>1 目的 高齢者が加齢による身体機能の低下を補いながら共同生活を営むための居住施設の改修等に対する支援を行うとともに、併せて当該施設の運営を支援し、高齢者が永年住み慣れた地域社会の中で引き続き生活できる状態を維持することを目的とする。</p> <p>2 事業主体 市町村とする。</p> <p>3 事業内容 (1)高齢者相互援助ホーム支援事業 ① 実施方法 共同生活を営む高齢者に対し、援助員等を配置して日常生活上の各般の支援や地域交流活動等を行う経費について助成する。 ② 実施施設 高齢者が共同生活可能な既存施設(公共施設、旅館等宿泊施設、民家等)</p> <p>(2)高齢者相互援助ホーム整備促進事業 ① 実施方法 (1)の事業を実施するための既存施設改修、増築に要する経費について助成する。 ② 対象施設 公共施設、旅館等宿泊施設、民家等で市町村長が適切に事業実施できると認められる既存施設</p> <p>4 負担区分 県1/2 市町村1/2</p>	

※1. 用紙は、適宜追加してください。

※2. 参考となる資料(要綱・事業実績概要・パンフレット・広報・その他)があれば、添付して下さい。

高齢者相互援助ホーム運営事業実施要綱

1 目的

この事業は、高齢者が加齢による身体機能の低下を補いながら共同生活を営むための居住施設の改修等に対する支援を行うとともに、併せて当該施設の運営を支援し、高齢者が永年住み慣れた地域社会の中で引き続き生活できる状態を維持することを目的とする。

2 事業主体

実施主体は市町村とし、市町村は地域の実状に応じ、利用者、サービス内容及び利用料の決定を除き、適切な事業運営が確保されると認められる市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、医療法人、民間事業者、住民参加型非営利組織、農業協同組合及び農業協同組合連合会等に委託することができるものとする。

3 事業内容

(1)(2)のとおり。

(1) 高齢者相互援助ホーム支援事業

①実施方法

共同生活を営む居住形態に対し、援助員等を配置するなど日常生活上の各般の支援や地域交流活動等を行う。

②実施施設

高齢者が共同生活可能な既存施設（公共施設・旅館等宿泊施設、民家等）において実施するものとする。

③利用対象者

おおむね60歳以上の高齢者であって、地域ケア会議、高齢者サービス調整チーム等において、同一施設内で生活を共同化できると判断された者とする。

④利用定員

この事業の対象とする1施設当たりの利用定員は5～9人とする。ただし、適切に事業が運営できると認められる場合は当該人数を越えて実施することができる。

⑤利用料等

市町村は適切な施設利用料及び食材料費・光熱水費等の実費を定め利用者に負担させるものとする。

ただし、市町村長が免除・減免等が適当であると認めた場合はその限りではない。

⑥実施期間

この事業の対象とする実施期間は、原則として6ヶ月以内とする。

(2) 高齢者相互援助ホーム整備促進事業

①実施方法

(1) の高齢者相互援助ホーム支援事業を実施するための既存施設改修・増築に要する経費について助成する。

②対象施設

公共施設、旅館等宿泊施設、民家等で市町村長が適切に事業実施できると認められる既存施設。

③高齢者相互援助ホームの配置及び構造

建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防災について十分配慮されたものでなければならない。

④高齢者相互援助ホームの設備

高齢者相互援助ホームには次の設備を設けなければならない。

ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、施設の効果的な運営を期待することができる場合にあって、利用者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- ア 居室 イ 食堂 ウ 調理室 エ 浴室 オ 洗濯室
- カ 宿直室 キ 便所、洗面所

⑤設備の基準

前条に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- I 居室は、原則として個室とする。なお、居室ごとに洗面所、便所、収納スペース、調理設備等を設けることができる。
- II 既存施設の状況及び利用者の状態を勘案し、効果的かつ支障がない場合は、④のイ及びウ、オ及びキについて一体とした設備とすることができる。
- III 利用者の心身状態に応じ「介護予防・生活支援事業」の緊急体制整備事業により緊急通報装置を貸与又は給付することができる。

⑥実施上の留意点

改修等に当たっては関係法令等を遵守するとともに、高齢者が居住しやすい環境、構造とするよう努めること。

また、改修等終了後は遅滞なく長寿社会課の完成検査を受けること。

4 実施主体に対する補助

この事業の実施主体に対する補助は、「秋田県健康福祉部長寿社会課関係補助金交付要綱」をもって、補助基本額の1/2を限度に予算の範囲内で行うものとする。

5 施行期日

この実施要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この実施要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(参 考)

○補助基準額

①高齢者相互援助ホーム支援事業 960千円/ヶ所・6ヶ月

②高齢者相互援助ホーム整備促進事業 10,000千円/ヶ所

○負担割合

県 1/2 市町村 1/2

(都道府県用)

在宅サービスを充実させるための取り組み事例等調査票

都道府県名	東京都
-------	-----

記入者所属	福祉局保険部介護保険課	氏名	
TEL	03-5320-4296	FAX	03-5388-1397
E-mail	S0000615@section.metro.tokyo.jp		

1. 在宅介護サービスの充実に向けて取り組んでいる事業等について

事業名等	東京の介護保険を育むためのワーキング会議
取り組み開始(予定)時期	平成14年 7月 11日 ~
<p>○ 東京都では、介護保険を高齢者等にとって真に有効な介護・自立支援システムに育むことを目指して、介護保険事業の現状と制度の課題について、大都市東京の特性を踏まえ検討・協議するため、都民、保険者、事業者、学識経験者により構成する「東京の介護保険を育む会」(以下「育む会」という)を設置している。</p> <p>平成13年度は報告書「都民が育む都市型介護～都民への提案～」を公表し、介護保険制度を充実させるために、都民が率先して取り組むべき課題と方向を示すとともに、都民の行動を支える事業者、保険者、都、国における取組の方向を提示した。</p> <p>内容は http://www.kaigohoken.metro.tokyo.jp/ (書式ライブラリーを選択) を参照。</p> <p>平成14年度の検討テーマ: ①介護報酬改定に対する提案、②介護保険事業支援計画への提起、③要介護認定に関する提案、④都市型介護実現のための制度見直しへの課題整理</p> <p>○ ワーキング会議の設置</p> <p>今年度、「育む会」で検討予定のテーマのうち、介護保険事業支援計画への提起(特に在宅介護サービスの基盤整備推進等)について、保険者職員(7名)、都職員(9名+事務局)、有識者(2名)で構成するワーキング会議を設置し、事前に内容の検討や資料作成を行うことで、育む会での活発な議論に資するとともに、保険者の意見を踏まえた、より具体的な提案を行う。</p> <p>また、ワーキング会議をより実効性あるものとするため、有識者や先駆的な取組を行っているサービス提供事業者から、「ヒアリング会」や資料収集を行う。</p> <p>○ 検討内容</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 7月11日 第1回会議<ul style="list-style-type: none">・今後の検討方針・介護保険事業支援計画への問題提起・制度見直しに向けた課題の提起◆ 7月26日 第2回会議<ul style="list-style-type: none">・基盤整備推進策の検討(3つの課題)	

- ① 医療と福祉の連携
- ② 医療系サービス、リハビリテーションの活用
- ③ 通所介護等における民間参入促進

◆ 8月20日 第3回会議

・ 基盤整備推進策の課題と方向

・ 医療と福祉の連携のための5つの取組の方向性

〈保険者からの事例紹介、事業者からの資料収集による〉

- ① 介護支援専門員と主治医の情報交換、連絡窓口の明確化による連携促進
 - ・ ○○区「ケアマネージャーと主治医のホットライン」(○○区医師会)
 - ・ ○○区「居宅サービス計画に関する情報提供の依頼及び提供に係る実施要綱」
- ② 病院等から在宅に復帰する場合の医療との連携促進
 - ・ ○○医師会「在宅療養予定者の退院時情報提供書」
- ③ 総合的なサービス提供のための連携
 - (1) 提供側の連絡体制構築
 - ・ ○○市「在宅介護支援センターの退院・退所前の関与システム」
 - (2) 利用者側からの情報連携
 - ・ ○○区「かいごにべんり～介護連絡ノート～」
- ④ ケアプランのチェックからの連携促進
 - ・ ○○市「ケアプランチェック・ケアプラン検証」
 - ・ ○○市「在介センターにおける地区別ケース会議」
- ⑤ 在宅医療との一体化による地域ケアの仕組みの構築
 - ・ ○○区 ○○診療所
 - 「診療所による訪問医療、訪問リハビリ、外来内科、外来リハビリと併設訪問看護ステーション、連携事業所による在宅生活者の生活再建のためのリハビリテーションと生活支援」

◆ 今後3回程度開催予定

【ヒアリング会の実施】

◇ 7月19日 第1回ヒアリング会

「訪問介護～介護保険における自立支援の実現にむけて～」

東京都訪問看護ステーション連絡会代表

山田 京子 氏

「医療・福祉の連携

～利用者には最適な総合サービスを提供するための仕組みとは～」

野中医院院長(東京都医師会理事)

野中 博 氏

◇ 7月24日 第2回ヒアリング会

「訪問リハビリはどうあるべきか」

初台リハビリテーション病院院長

石川 誠 氏

「通所介護等施設系居宅サービスの民間参入促進について」

(株)ニチイ学館ヘルスケア事業本部介護事業部長

橋口 茂博 氏

特定非営利活動法人ほっとステーション代表

安福 清子 氏

(株)ベネッセコーポレーション東京本部

シニアカンパニー本部調査室次長

武田 雅弘 氏

◇ 8月20日 第3回ヒアリング会

「自立回復支援のための介護保険～将来展望を持った制度運営、専門性の役割～」

日本医科大学リハビリテーション科教授

竹内 孝仁 氏

(都道府県用)

在宅サービスを充実させるための取り組み事例等調査票

都道府県名	神奈川県
-------	------

記入者所属	介護国民健康保険課	氏名	松村 幸弘
TEL	045-210-1111 内線 4966	FAX	045-210-8858
E-mail	kaigokokuho.1391@pref.kanagawa.jp		

1. 在宅介護サービスの充実に向けて取り組んでいる事業等について

事業名等	介護サービス評価事業
取り組み開始（予定）時期	平成13年4月 ~
(概要) 別紙「介護サービス評価事業」「介護サービス評価事業・資料」のとおり	

※1. 用紙は、適宜追加してください。

※2. 参考となる資料（要綱・事業実績概要・パンフレット・広報・その他）があれば、添付して下さい。

介護サービス評価事業

【目的】

- 介護サービス評価制度の導入により、事業者、利用者の両者が、サービスの質をチェックできる仕組みを整え、サービスの質の向上を図る。

【事業概要】

- (社) かながわ福祉サービス振興会を中心に、県、市町村が連携し、平成9年度から、介護保険制度下におけるサービス評価制度のあり方及び具体的な評価手法としての「介護サービス評価プログラム」を開発し、平成13年度から実施している。

介護サービス評価プログラム

① 評価対象サービス

介護保険制度に基づくサービス（法定15種類）。ただし、在宅サービスを中心に、主たるサービスから順次開発・実施し、他のサービスに応用。

② 評価の内容

- 1) 事業所調査＝事業者自身による自己評価（セルフチェック）
- 2) 利用者調査＝利用者による満足度調査

統計的処理
により結果
を数値化

※ いわゆる第三者評価ではない。

③ 運用方法

- ・ 評価指標＝事業所調査（6分野75項目[通所介護は83項目]）、利用者調査（5分野20項目）の結果を、分野ごとにレーダーチャートで表示。
- ・ 評価結果の公表の有無＝原則公開。ただし、事業者の同意を得た上で公開。属性データはすべて公開。

④ 費用負担

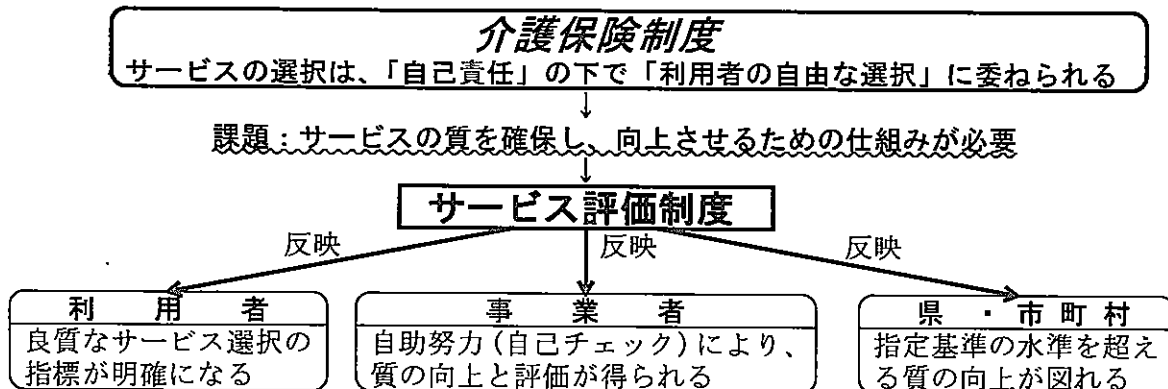
事業者の自己負担とする。1サービス33,000円（ただし、一部市町村による財政支援措置もあり。）

⑤ 実施状況

平成13年度は、3サービス（居宅介護支援、訪問介護、訪問看護）、平成14年度は3サービスに2サービス（訪問入浴、通所介護）を加えた5サービスを実施。

介護サービス評価事業・資料

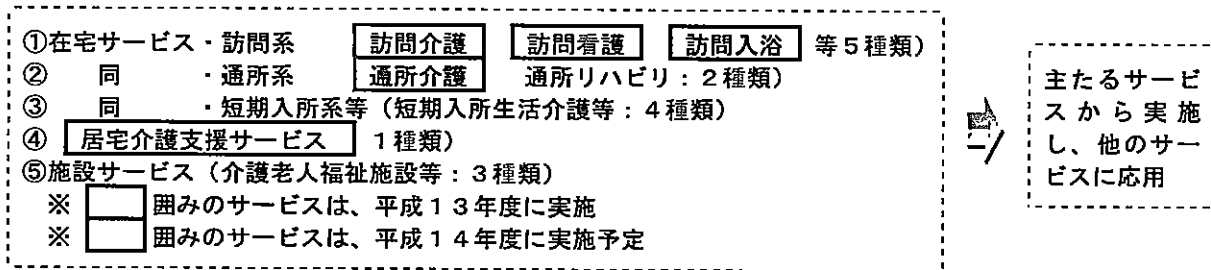
1 サービス評価制度の意義（必要性）



2 本県におけるサービス評価制度の仕組み

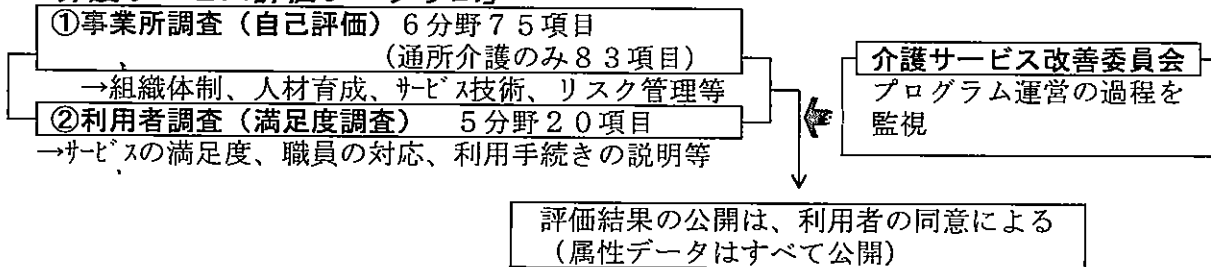
(1) 評価の対象

介護保険制度に基づくサービス（法定サービス：15種類）

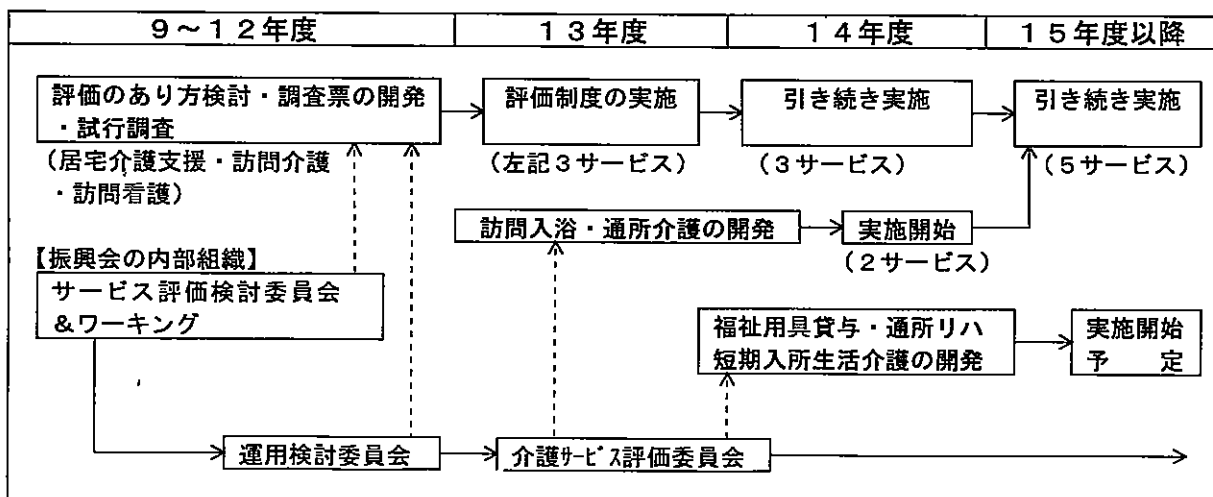


(2) 評価制度の内容

「介護サービス評価プログラム」



3 開発・実施スケジュール



(都道府県用)

在宅サービスを充実させるための取り組み事例等調査票

都道府県名	石川県
-------	-----

記入者所属	石川県健康福祉部長寿社会課	氏名	善田 倫夫
TEL	076-223-9130	FAX	076-223-9420
E-mail	zenda@pref.ishikawa.jp		

1. 在宅介護サービスの充実に向け取り組んでいる事業等について

事業名等	在宅復帰支援事業																														
取り組み開始(予定)時期	平成13年 8月 ~ (実施要綱通知 H13.8.1)																														
(概要)																															
1 目的 介護保険施設(介護保険法第7条第19項に規定する施設をいう。以下「施設」という。)の入所者(患者)が自宅での介護が可能かどうかを試すために一時帰宅を行うに際して、一時帰宅中に利用する在宅サービス(以下「サービス」という。)にかかる介護費用の負担額の一部を助成し、在宅生活への復帰を支援することを目的とする。																															
2 実施主体 市町村(中核市を除く。)																															
3 事業の内容																															
(1) 利用対象者 施設の入所者(患者)で、在宅復帰に向け一時帰宅中にサービスを利用する者																															
(2) 対象サービス 訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与(車いす、特殊寝台など)																															
(3) 補助対象額 サービス利用料と補助対象限度額のいずれか低い額から利用者負担額を控除した額																															
(4) 補助基準額(1日当たり)																															
<table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">要支援及び 要介護度別</th><th rowspan="2">補助基準単価</th><th colspan="2">補助対象限度額</th></tr><tr><th>限度日数 6日間</th><th>限度日数 12日間</th></tr></thead><tbody><tr><td>要支援</td><td>2,023 円/日</td><td>12,138 円</td><td>24,276 円</td></tr><tr><td>要介護1</td><td>5,453 円/日</td><td>32,718 円</td><td>65,436 円</td></tr><tr><td>要介護2</td><td>6,407 円/日</td><td>38,442 円</td><td>76,884 円</td></tr><tr><td>要介護3</td><td>8,799 円/日</td><td>52,794 円</td><td>105,588 円</td></tr><tr><td>要介護4</td><td>10,065 円/日</td><td>60,390 円</td><td>120,780 円</td></tr><tr><td>要介護5</td><td>11,786 円/日</td><td>70,716 円</td><td>141,432 円</td></tr></tbody></table>		要支援及び 要介護度別	補助基準単価	補助対象限度額		限度日数 6日間	限度日数 12日間	要支援	2,023 円/日	12,138 円	24,276 円	要介護1	5,453 円/日	32,718 円	65,436 円	要介護2	6,407 円/日	38,442 円	76,884 円	要介護3	8,799 円/日	52,794 円	105,588 円	要介護4	10,065 円/日	60,390 円	120,780 円	要介護5	11,786 円/日	70,716 円	141,432 円
要支援及び 要介護度別	補助基準単価			補助対象限度額																											
		限度日数 6日間	限度日数 12日間																												
要支援	2,023 円/日	12,138 円	24,276 円																												
要介護1	5,453 円/日	32,718 円	65,436 円																												
要介護2	6,407 円/日	38,442 円	76,884 円																												
要介護3	8,799 円/日	52,794 円	105,588 円																												
要介護4	10,065 円/日	60,390 円	120,780 円																												
要介護5	11,786 円/日	70,716 円	141,432 円																												
(3) 負担割合 利用者 1/10、県 4.5/10、市町村 4.5/10																															
(4) 対象日数 6日間(年間)、2年間限度 ただし、次年度使用日数を前倒し可能																															
(実績等)																															
実施市町村 H13: 2市町村																															

※1. 用紙は、適宜追加してください。

※2. 参考となる資料(要綱・事業実績概要・パンフレット・広報・その他)があれば、添付して下さい。

石川県在宅復帰支援事業実施要綱

1 目的

この事業は、介護保険施設（介護保険法第7条第19項に規定する施設をいう。以下「施設」という。）の入所者（患者）が自宅での介護が可能かどうかを試すために一時帰宅を行うに際して、一時帰宅中に利用する在宅サービス（以下「サービス」という。）にかかる介護費用の負担額の一部を助成し、在宅生活への復帰を支援することを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、市町村とする。ただし、中核市は除く。

3 事業の内容

(1) 施設の入所者（患者）が自宅での介護が可能かどうかを試すための一時帰宅中（施設から帰宅した日及び自宅から施設へ戻った日を除く。）に、自宅で利用するサービスの利用料の一部を助成する。

なお、助成の方法については、この要綱に基づき市町村が別に定めるものとする。

① 対象者

施設の入所者（患者）で、在宅復帰に向け一時帰宅中にサービスを利用する者

② 在宅サービス

サービスとは、訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与（車いす、特殊寝台など）をいう。

③ サービス提供事業所

介護保険法に基づき指定を受けた居宅介護事業所（ただし②の事業を行うものに限る。）

④ 補助基準単価

在宅1日当たりの補助基準単価は、介護保険法第43条第2項及び第55条第2項の規定に基づく、厚生省令告示第33号に規定する訪問通所サービス区分の支給限度基準額を要支援及び要介護度に応じて、1か月の平均日数（30.4日）で割返した額とし、別表1の「補助基準単価」のとおりとする。

⑤ 補助対象限度日数及び利用回数

ア 1人当たりの年間補助対象限度日数は、6日間とする。

なお、施設のケアマネージャーが在宅復帰するために長期の外泊

を必要と認めた場合、1箇年分を前倒しをして12日間とすることができる。

イ 1人当たりの年間補助対象限度日数は、2回にわけて利用することができる。

⑥ 利用限度

原則、1人当たり2箇年度までとする。

ただし、以下の状況に該当するときはこの限りではない。

ア 要介護度が改善したとき。

イ 家族の状況が変化したことにより退所が確実なものになったとき

⑦ 補助対象経費

サービスに要した経費と補助対象限度額のいずれか低い額の9/10とする。

ア 補助対象限度額 = 補助基準単価 × 6日（前倒しを認めた場合12日）

イ 1回当たりの補助対象限度額 = 補助基準単価 × 在宅日数（施設から帰宅した日及び自宅から施設へ戻った日を除く。）

⑧ 市町村が利用者への支払方法は、償還払いとする。

(2) 県は、市町村に対し、市町村が施設の入所者（患者）に助成した額（市町村が独自に助成した額を除く。）の1/2を助成する。

なお、助成の方法は、別途定める。

4 実施の方法

(1) 対象者が、この事業に基づく助成を受けようとする場合には、入所施設の介護支援専門員に相談すること。

(2) 対象者は、この事業に基づく助成を受けようとする場合は、利用申請書（参考様式第1号）にサービス利用計画書（参考様式第1号別紙）を添えて、あらかじめ住所地の市町村に利用申請を行うこと。

なお、介護支援専門員は、対象者の在宅復帰に向けてのサービス利用の必要性を認めた上、対象者の心身状況、希望等を勘案して在宅復帰に必要と思われるサービスの利用決定を行い、サービス提供者と連絡調整しサービス利用計画書を作成するものとする。

(3) 市町村長は、上記(2)の申請があった場合は、その必要性を審査し、利用を承認するものとする。（参考様式第1号）

(4) 市町村長は、本事業の実施状況を記録する利用者台帳その他必要な帳簿を整備するものとする。（参考様式第2号）

(5) 利用者は、市町村長に事業が完了後、速やかに在宅復帰支援事業実績報告書を提出するものとする。（参考様式第3号）

なお、実績報告書を提出する際は、あらかじめ事業者確認印をとっておくこと。

(6) 利用者は、市町村長の額の確定があった場合、速やかに請求書を事業者所定の領収書を添えて提出するものとする。(参考様式第4号)

(7) 市町村長は、請求内容と(2)のサービス利用計画書を突合の上、償還払いにより支払うこととする。

5 実施にあたっての留意点

(1) サービス提供事業者は、サービス実施にあたっては、施設の介護支援専門員と連携しながら、事故防止に努めてサービスを提供すること。

なお、万が一事故が発生した場合には、サービス提供者は、市町村、利用者の家族、施設に連絡を行い必要な措置を講ずるとともに、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う必要があること。

(2) サービス提供終了後、サービス提供者は、対象者、対象者の家族、施設の介護支援専門員に対して、サービス実施結果をもとに対象者の在宅復帰に向けての助言を行うこと。また、施設の介護支援専門員も意見聴取を行い、対象者の在宅復帰の際に、利用結果について、居宅介護サービス計画を作成する居宅介護事業者に情報伝達するなどして、円滑な在宅復帰に活かされるよう努めること。

(3) 市町村は、業務上知り得た秘密を漏らさないよう関係者に周知徹底すること。

附則 この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

別表1

○補助基準単価等

要支援及び 要介護度別	補助基準単価	補助対象限度額	
		限度日数 6日間	限度日数 12日間
要支援	2,023円/日	12,138円	24,276円
要介護1	5,453円/日	32,718円	65,436円
要介護2	6,407円/日	38,442円	76,884円
要介護3	8,799円/日	52,794円	105,588円
要介護4	10,065円/日	60,390円	120,780円
要介護5	11,786円/日	70,716円	141,432円

(都道府県用)

在宅サービスを充実させるための取り組み事例等調査票

都道府県名	静岡県
-------	-----

記入者所属	健康福祉部長寿健康総室介護保険室	氏名	山田 幸之助
TEL	054-221-2317	FAX	054-221-2142
E-mail	konosuke1_yamada@hq.pref.shizuoka.jp		

1. 在宅介護サービスの充実に向けて取り組んでいる事業等について

事業名等	ケアマネジャー情報化サポート事業
取り組み開始(予定)時期	平成14年4月～平成15年3月
(概要)	
1 目的 介護保険利用者の在宅での生活の充実を図るためには、地域において介護支援専門員、サービス事業者及び市町村の共同した支援体制が必要となる。また、給付管理等の事務に追われ、本来業務ができなくなっている介護支援専門員の事務の省力化も必要となる。 そこで、介護支援専門員等のIT能力を向上させることにより、パソコンネットワーク上でケアカンファレンスの開催や、介護支援専門員と市町村・介護支援専門員連絡協議会等のネットワークづくりを図る。 これにより、各関係者が利用者の情報を共有することで、介護支援専門員が効果的にサービスを調整し、良質なケアプランを作成し、利用者に適切なサービスを提供する。	
2 事業内容 パソコン・インターネット操作に詳しい者をケアマネジャーIT指導員として雇用し、各健康福祉センター(10カ所)に1名配置する。 ケアマネジャーIT指導員は、居宅介護支援事業所等への訪問、各健康福祉センター及び各種IT研修会で、介護支援専門員等に、パソコン会議の開催指導、パソコンネットワーク構築方法及びパソコン操作の指導・助言を行う。 a ケアマネジャーIT指導員の活動期間 平成14年5月中旬～平成15年2月 b 指導・助言内容 ①ケアカンファレンスのパソコンネットワーク上での開催指導(WAMNETの活用) ②各関係者間とのパソコンネットワーク構築指導 ③各ソフトの操作方法指導 c 指導対象 ①居宅介護支援事業所の介護支援専門員 ②介護支援専門員連絡協議会 ③居宅サービス提供事業者	

※1. 用紙は、適宜追加してください。

※2. 参考となる資料(要綱・事業実績概要・パンフレット・広報・その他)があれば、添付して下さい。